

有床義歯の取り扱いについて

新たに有床義歯（入れ歯）を作製する場合は、原則として前回有床義歯を作製して6か月間の経過が必要となります。

有床義歯修理及び有床義歯内面適合法について （歯科技工加算1及び2）

当院では、常勤の歯科技工士がおり、患者さんの求めに応じて迅速に有床義歯の修理または間接法による有床義歯内面適合法を行う体制を常時整備しております。有床義歯の修理をご希望される方は、お気軽にお声をおかけ下さい。

歯科技工加算は、次の場合に加算を行います。

- 歯科技工加算1・・・当該有床義歯を預かった当日に修理または間接法による有床義歯内面適合法を行い、当該義歯を装着した場合。
- 歯科技工加算2・・・当該有床義歯を預かって修理または間接法による有床義歯内面適合法を行い、預かった翌日に当該義歯を装着した場合。

保険点数

有床義歯修理（1床につき）・・・・・・260点

有床義歯内面適合法
2 軟質材料を用いる場合（1顎につき）・・・・・・1200点

歯科技工加算1（1顎につき）・・・・・・55点
歯科技工加算2（1顎につき）・・・・・・35点

- 装着（有床義歯修理）
- 1 少数歯欠損・・・・・・30点
 - 2 多数歯欠損・・・・・・60点
 - 3 総義歯・・・・・・115点



少数歯欠損



多数歯欠損



総義歯

令和6年6月1日
長崎大学病院長